

平成 19 年 9 月 19 日

企業の資金調達の円滑化に関する協議会
日本資本市場協議会

非居住者又は外国法人に支払われる民間国外債の利子等に係る非課税措置に関する要望

要 望

租税特別措置法第 6 条及び第 41 条の 13 による非居住者又は外国法人に支払われる民間国外債の利子、発行差金に係る非課税措置を恒久化すること。
少なくとも非課税措置の適用期限を延長すること。

理 由

企業が円滑に資金を調達するためには、多様な資金調達手段が確保されていることが重要である。また、資金調達手段の選択の際には、経済合理性の観点から、国内での調達が可能になれば国内を選択し、また海外での調達が可能になれば海外での調達を選択するというように、国内・海外の市場を自由に選ぶことが重要となる。

企業の資金調達手段の 1 つである国外債の発行は、多くの国・地域の機関投資家に対して容易にアクセス可能であることから、超過需要に支えられ、比較的低廉なコストで多額の資金調達が可能であること、また、ユーロ MTN (ディフォルタム・ノート) プログラム等により機動的な資金調達が可能であること、さらに、様々な通貨による発行が可能であるといった、国内債と比較して様々なメリットがあることから、企業の資金調達上の重要な手段となっている。

我が国企業は、こうした国外債の重要性を十分認識した上で、今後の国外債の円滑な発行を推進するために、購入者である海外投資家層を維持・拡大すべく、これまで積極的に IR 活動を展開してきた。

このような企業努力の成果もあり、海外の外国人投資家は日本の民間国外債に多額の投資をしており、また、我が国企業も海外の外国人投資家を念頭に置いた起債を行っているのが実態である。

以上のような状況の下、非居住者又は外国法人に支払われる民間国外債の利子、発行差金に係る非課税措置は平成 19 年度末で 2 年間の非課税措置の延長が期限切れとなるが、民間国外債について当該措置が延長されないこととなった場合、次のような事態が生じることが懸念される。

- ① 課税されることにより実質利回りが低下するのみでなく、煩雑な還付手続き等を考えると、海外投資家の日系国外債に対する投資意欲が消滅するリスクが高い。
- ② 投資家に国外債を購入してもらうためには課税分をクーポンに上乗せすることが必要となるため、国外債はコスト面からみて資金調達手段たりえなくなることとなり、ユーロ市場での国外債の発行が消滅する。
- ③ これまで企業が行ってきた IR 活動等の努力を徒労に終わらせる結果となる。
- ④ 米国、英国、ドイツ、フランス等の先進諸国において同様の課税を行っている国はないことから、グローバルな競争下に置かれている我が国企業は、円滑な資金調達を行う上での国際的イコールフットィングの確保を阻害されることとなり、競争上不利となる。
- ⑤ 国内金融・資本市場の厚みや市場インフラ整備が十分ではない現状において、ユーロ市場での資金調達ができなくなることは、企業の円滑な資金調達の阻害を意味し、国際競争力の低下・資金調達コストの上昇につながるため、企業収益の低下、ひいては法人税収減にもつながる。

また、国内金融・資本市場における固有の事情から、下記の問題が生じることも予想される。

- ⑥ 国内債による資金調達は国外債と比較して投資家が限定されるため、大型起債が困難であり、結果として発行条件が悪化する。
- ⑦ 非居住者又は外国法人が受け取る利子等に係る非課税措置が既に手当てされている国内債である「国債、地方債」と民間国外債のバランスが取れない。
- ⑧ 銀行へのリスク一極集中を是正すべく、間接金融主体の資金調達から直接金融による資金調達へのシフトの必要性が叫ばれている中、企業の資金調達手段が再び間接金融偏重に逆戻りする可能性なしとしない。
- ⑨ 間接金融を担う銀行も劣後債発行に関しては国外債発行への依存が強く、銀行にとっても民間国外債の利子、発行差金に係る非課税措置は資本調達上必須であり、これが廃止されると銀行の資本構造の劣化から、リスク許容量の減少、貸し渋りという悪循環を招きかねない。
- ⑩ それらによって、我が国の直接金融・間接金融をともに衰退させかねない。

さらに、非課税措置を延長しない理由として「租税回避スキーム」の存在が指摘されているが、それは徴税体制の整備あるいは捕捉の強化で対応すべき問題であり、非課税措置の撤廃で解決すべき問題ではない。

以上の点から、当協議会は、租税特別措置法第 6 条及び第 41 条の 13 における民間国外債の利子、発行差金に係る非課税措置の恒久化を強く要望する。

以上